

医療法第30条の4第8項（二次医療圏越え、公的再編等）に係る
特例について（参照条文等）

■医療法（昭和23年法律第205号）

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一～十一（略）
- 十二 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項
- 十三（略）
- 十四 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項
- 3～7（略）
- 8 都道府県は、第十六項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十四号に規定する基準病床数とみなして、病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請に対する許可に係る事務を行うことができる。
- 9～15（略）
- 16 都道府県は、医療計画を定め、又は第三十条の六の規定により医療計画を変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとともに、その内容を公示しなければならない。

■医療法施行令（昭和23年政令第326号）

第五条の三 法第三十条の四第八項に規定する政令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 急激な人口の増加が見込まれること。
 - 二 特定の疾病に罹患する者が異常に多くなること。
 - 三 その他前二号に準ずる事情として厚生労働省令で定める事情があること。
- 2 法第三十条の四第八項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定基準又は前条第二項の規定に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。

■医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）

（特定の病床等に係る特例）

第三十条の三十二 令第五条の三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 山間地、離島等の交通条件に恵まれない地域において病院の病床又は診療所の療養病床の確保が必要になること。
- 二 その他前号に準ずる事情として厚生労働大臣が認める事情があること。

■課長通知（「保険医療機関の病床の指定に係る国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う医療法第三十条の七の規定に基づく勧告等の取扱いについて」平成10年7月27日指第45号）

第3 医療法施行規則第30条の32に基づく厚生労働大臣が認める事情について

2 その他特別な事情が認められる場合

次に掲げる要件のいずれかを満たすとき。

（1）過疎・病床偏在の場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすとき。

- ① 医療県内において病床の偏在が著しい（特定の市町村内に、概ね 80% 以上の病床が集中している）こと。
 - ② 申請に係る病院等の所在する市町村の病床数が、人口当たり病床数で比較して全国平均の 2 分の 1 以下であること。
 - ③ 申請に係る病院等の所在地から医療圏内の中心都市までの移動所要時間が、公共交通機関で概ね 2 時間以上要すること。
 - ④ 悪天候等により基幹道路の遮断、その他当該市町村の住民が日常生活を行う上で断続的に不便を余儀なくされる自然・生活環境等の存在が認められること。
- (2) 二次医療圏を越えて病院等の移転が行われる場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすとき。
- ① 当該病院が、現在開設地から移転することの不可避性が認められること。
 - ② 病床が非過剰な医療圏へ移転することが困難であり、移転先以外に開設することができない必然性が認められ、かつ、当該病院の移転が患者の受療動向に影響を与えるものであること。
 - ③ 移転の範囲が同一都道府県であること。
 - ④ 移転前後で両二次医療圏の病床数の合計が増加しないこと。
 - ⑤ 移転に伴い、当該病院の現在開設地が属する医療圏において、病床が非過剰な状態を生じないこと。
- (3) 複数の公的医療機関等（医療法第 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる者が開設する医療機関をいう。以下同じ。）を含め、医療機関の再編統合を行う場合（二次医療圏を越えて行う場合も含む。）にあっては、再編統合後の複数の医療機関の病床の数の合計数が再編統合の対象となる複数の公的医療機関等を含めた医療機関の病床の数の合計数に比べて減っていること。この場合において、公的医療機関等を含めた医療機関の再編統合に当たっては、都道府県において、当該公的医療機関等を含めた医療機関の役割や公的医療機関等と民間の医療機関との役割分担を含め、医療に関する施設相互の機能分担及び業務の連携を踏まえた対応を行うこと。また、公的医療機関等を含めた医療機関の再編統合に伴って二次医療圏内の病床数が非過剰状態になる場合には、適切な対応を行う必要があること。

■局長通知（「医療計画について」平成 29 年 3 月 31 日医政第 0331 第 57 号）

4 基準病床数及び特定の病床等に係る特例等について

- (6) 法第 30 条の 4 第 7 項から第 10 項までの規定による特例については、都道府県医療審議会に諮ること。

この場合、特例としての取扱いを必要とする理由及び特例としての取扱いをしようとする病床数の算定根拠を明らかにして当該都道府県医療審議会の意見を聞くものとすること。

また、前記の規定に基づき、特例としての取扱いを受ける数について厚生労働大臣に協議するときは、特例としての取扱いを必要とする理由及び特例としての取扱いをしようとする病床数の算定根拠等を記載した申請書（別紙様式 1、2）に当該都道府県医療審議会の意見を附すること。

■課長通知（「医療計画について」昭和 61 年 8 月 30 日健政計第 29 号）

- 6 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）第 30 条の 31 及び第 30 条の 32 第 2 項の規定による「特別な事情」については、局長通知 2(6)によるほか、次のような場合が考えられること。

医育機関に附属する病院、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学の医学部と連

携して学生の臨床教育に当たる関連教育病院、医師法（昭和 23 年法律第 26 号）に基づいて医師の臨床研修に当たる病院、看護婦学校養成所又は准看護婦学校若しくは准看護婦養成所の学生又は要請施設の学生又は生徒の実習施設である病院の病床であって、当該二次医療圏以外の区域において当該機能を補完することが著しく困難な場合